

堺情審第22-1-4号

(答申第110号)

令和5年5月17日

堺市長 永藤 英機 様

堺市情報公開審査会

会長 坂本



質問に対する答申

令和4年7月25日付け健福総第875号により質問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する一部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	コロナワクチン副反応報告
実施機関 (処分庁)	堺市長 (健康福祉局 保健所 感染症対策課)
質問実施機関 (審査庁)	堺市長 (健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課)

答申

第1 審査会の結論

令和4年7月25日付けで諮問のあった「コロナワクチン副反応報告」について、堺市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定で非公開とした「症状の概要」及び「報告者意見」は「報告者の氏名（押印含む）」「被接種者が通院や入院した医療機関名や一部の既往歴」など特定個人が識別される可能性がある記載を除き公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和3年12月9日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「コロナワクチン副反応報告、コロナワクチン健康被害救済制度の申請」の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、「コロナワクチン副反応報告、コロナワクチン健康被害救済制度の申請（「医療費・医療手当請求書」「経過の概略」「接種済証」）」を対象公文書として特定し、同月23日、対象公文書のうち「氏名、生年月日、住所など個人を特定できる部分及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる部分」を条例7条1号により非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和4年3月23日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分のうち「症状の概要」及び「報告者意見」の部分を不開示とする処分を取り消し、「症状の概要」「報告者意見」の開示を求める。

第4 審査請求人の主張

実施機関が非公開とした当該文書の内容は、厚生労働省のホームページにて公表されている情報であって、非公開とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

まず、人口80万人を超える堺市において副反応報告書の情報から個人を特定することは不可能である。国が公表しているのは、副反応疑い報告書の一部

であり、それ以上の情報はない。国と市が所有する情報は同じであるからして、国が公表する情報と照合することにより特定の個人を識別できるおそれはない。

被接種者の権利利益を害するおそれがあるとするが、他の自治体で公開されている事例があることから、そのおそれはない。

第5 実施機関の主張

本件審査請求の対象である公文書は、予防接種法12条1項に基づき、医師又は医療機関等の開設者が、厚生労働大臣に報告した予防接種後副反応疑い報告書（以下「報告書」という。）である。本市は、同条2項により、都道府県を通じて厚生労働大臣から通知された本市市民に関する報告書を保有している。

審査請求人が公開を求める報告書の「症状の概要」及び「報告者意見」の欄には、被接種者の症状、医師等の処置・治療内容や所見、被接種者の病歴、通院・入退院や診察の経過などが詳細に記載されている。これらの情報を本市が公開した場合には、本市市民であることが特定され、ひいては他の情報と照合することにより、特定の個人を識別されるおそれがある。

これらの情報は、診察した医師が被接種者のカルテ（診療録）に記載する情報と同等の情報であって、個人の人格と密接に関わり、被接種者の機微に触れる極めて私的な個人情報であり、個人が特定されないとしても公にすることにより、被接種者の権利利益を害するおそれがある。

したがって、条例7条1号に掲げる「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」（以下「個人識別性」という。）及び「特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」（以下「権利利益侵害性」という。）に該当し、公開することができない情報であると考える。

審査請求人は、人口80万人を超える堺市において、報告書の情報から個人を特定することは不可能であると主張するが、インターネット等の情報技術の進展によって、公文書公開された情報が、瞬時に拡散されて公開請求者以外の不特定多数の者も容易に知りうる状態になり得る状況であることを踏まえれば、決して個人を特定することが不可能であるとはいえない。

また、報告書の「症状の概要」及び「報告者意見」の欄に記載されている被接種者の具体的な症状や医師等の処置・治療内容や所見、被接種者や家族の病歴等の情報自体が個人の身体・健康状態を示す情報であって、当該被接種者の機微に触れる極めて私的な個人情報である。当該欄には、医師が症状・経過以外の詳細を記載することが可能で、情報を公にした場合には仮に個人が特定されないとしても個人のプライバシーをはじめとする被接種者の権利利益を害す

るおそれがあり、本人を親しく知る人や家族の心情に及ぼす影響は計り知れない。したがって、これら情報は非公開とすることが相当である。

第6 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

実施機関が本件請求に対して対象公文書として特定した「コロナワクチン副反応報告、コロナワクチン健康被害救済制度の申請（「医療費・医療費手当請求書」「経過の概略」「接種済証」）」のうち審査請求人が公開を求めてるのは「コロナワクチン副反応報告」における「症状の概要」及び「報告者意見」のうち実施機関が非公開とした記載である。

よって、本件審査請求の対象は「コロナワクチン副反応報告」（以下「本件対象公文書」という。）である。

なお、「コロナワクチン副反応報告」とは「報告書」のことであり、構成内容は下表のとおりである。

項目	内訳
予防接種法上の定期接種・臨時接種、任意接種の別	—
患者（被接種者）	氏名又はイニシャル（姓・名）、性別、接種時年齢、住所、生年月日
報告者	氏名（1接種者（医師）、2接種者（医師以外）、3主治医、4その他）、医療機関名、電話番号、住所
接種場所	医療機関名、住所
ワクチン	ワクチンの種類、ロット番号、製造販売業者名、接種回数
接種の状況	接種日、出生体重、接種前の体温、家族歴、予診票での留意点（基礎疾患、アレルギー、最近1ヶ月以内のワクチン接種や病気、服薬中の薬、過去の副作用歴、発育状況等）
症状の概要	症状、発生日時、本剤との因果関係（1関連あり、2関連なし、3評価不能）、他要因（他の疾患等）の可能性の有無、概要（症状・徵候・臨床経過・診断・検査等）
症状の程度	1重い（1死亡、2障害、3死亡につながるおそれ、4障害につながるおそれ、5入院（病院名、医師名、入退院日））、2重くない

症状の転帰	転帰日、内容（1回数、2軽快、3未回復、4後遺症、5死亡、6不明）
報告者意見	—
報告回数	1 第1報、2 第2報、3 第3報以後
報告基準	—

2 本件処分の妥当性について

本件処分については、個人情報であることを理由に非公開とした箇所について、条例7条1号に該当するかどうかが争点となっている。よって、当審査会では、以下の2つの視点から本件処分の妥当性について検討を行った。

なお、審査請求人が公開を求めているのは本件対象公文書のうち、「症状の概要」欄及び「報告者意見」欄（以下「両欄」という。）のうち実施機関が非公開とした記載である。よって、当審査会においては、当該記載の妥当性について検討した。

（1）個人識別性について

審査請求人は、実施機関と同様の「報告書」を保有する厚生労働省が情報を公表していることや、80万人を超える堺市的人口規模からすると、両欄に個人識別性はないと主張する。

一方、実施機関は本件対象公文書を公開した場合、堺市民の報告書であることが明らかであり、詳細な症例が記載されている両欄の内容からすると、他の情報と照合すれば個人識別のおそれがあると主張する。

確かに、厚生労働省はホームページにおいて、全国の副反応疑い報告の状況をとりまとめ、ワクチンの種類ごとに性別、年齢、接種日、発生日、症状名、因果関係（報告医評価）などを公表しているが、住所は非公表としており、本件対象公文書を公開した場合には、堺市民の報告書であることが明らかであるとの実施機関の主張は認められる。

しかしながら、審査請求人の主張どおり堺市的人口規模が約80万人を超えることを考慮すると、特定個人が識別されるということは考え難い。

ただし、両欄については、通院や入院した医療機関名等が記載されている場合や一部の既往歴は他の情報と照合することにより、特定個人が識別される可能性があるため非公開とする必要性があることから、当審査会において本件対象公文書を1件ずつ検討した。

その結果、別表1に掲げる記載は特定個人が識別される可能性があると認められるため、非公開が妥当であるが、これ以外の記載には個人識別性は認められないため、公開すべきである。

（2）権利利益侵害性について

実施機関は、両欄に記載されている情報は、診察した医師が被接種者の力

ルテに記載する情報と同等の内容であり、特定個人が識別されないとしても、個人の人格と密接に関わり被接種者の機微に触れる極めて私的な個人情報であることから、権利利益侵害性があると主張する。

一方、審査請求人は、他の自治体で両欄を開示している事例があることから、権利利益侵害性はないと主張する。

当審査会においても、両欄には、先述のとおり被接種者の症例が記載されていることを確認したが、その記載内容はあくまで概略的なものにとどまり、実施機関が言うようなカルテと同等のものとは認められなかつた。

また、厚生労働省は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく製造販売業者からの副反応疑い報告状況について」という資料において「連絡可能な報告者（その他の医療従事者）から入手した自発報告」に基づく内容も公表しており、その内容は本件対象公文書における両欄より詳細なものであることが認められた。

よって、当該内容より簡易的な内容である両欄について、権利利益侵害性を認めることはできない。

- 3 以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 7月25日	諮問書の受理
令和4年 8月26日	審 議
令和4年 9月22日	審 議
令和4年 10月21日	審 議
令和4年 11月25日	審 議
令和4年 12月22日	審 議
令和5年 2月14日	審 議
令和5年 3月17日	審 議
令和5年 4月14日	審 議
令和5年 5月17日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
坂 本 団	弁 護 士	会 長
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会長職務代理者
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪 井 千鶴子	弁 護 士	
高 木 佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究所教授	

ページ	対象となる記載	理由
12	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に押印された報告者の印影	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
45	「報告書意見」に押印された報告者の印影	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
67	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に押印された報告者の印影	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
73	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
76	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
90	「報告者意見」すべて ※「報告者意見」に「報告者氏名」のみ記載されている。	個人情報に当たるため、条例7条1号に該当
92	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
94	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」の最終行9文字目から行末まで	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
103	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
105	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
117	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
121	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
123	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
126	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
129	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」の2行目冒頭9文字	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」の1行目冒頭9文字	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
141	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
157	「症状の概要」のうち「他要因(他の疾患等)の可能性の有無」の記述	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
163	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
164	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」に記載された医療機関名	特定個人を識別する可能性があるため、条例7条1号に該当
180	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」の4行目冒頭18文字	特定個人を識別する可能性のある病状が記載されているため、条例7条1号に該当
190	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある内容が記載されているため、条例7条1号に該当
250	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」の1行目	特定個人を識別する可能性のある内容が記載されているため、条例7条1号に該当
252	「症状の概要」のうち「概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)」の1行目	特定個人を識別する可能性のある内容が記載されているため、条例7条1号に該当
254	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある病状、既往歴等が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある既往歴が記載されているため、条例7条1号に該当
257	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある病状等が記載されているため、条例7条1号に該当
269	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある病名、既往歴等が記載されているため、条例7条1号に該当
	「報告者意見」すべて	特定個人を識別する可能性のある病状等が記載されているため、条例7条1号に該当
272	「症状の概要」のうち非公開とされている部分	特定個人を識別する可能性のある既往歴等が記載されているため、条例7条1号に該当